

# 8月の相談

☐ 開催日 ☑ 時間 ☒ 場所 ☔ 予約受付 ☎ 問い合わせ先

## 弁護士による法律相談(要予約) 1日(木)、22日(木)

☑ 13:30～16:30 ☒ 市役所1階 相談室

☔ 1カ月前から ☎ 市民生活課 ☎ 22-1116

※内容により、お受けできない場合があります。※1人20分まで

## 行政相談委員による行政相談 27日(火)

☑ 9:30～11:30 ☒ 市役所2階 207 会議室

☎ 市民生活課 ☎ 22-1116 ※1人20分まで。

## 司法書士による法律相談(要予約) 16日(金)

☑ 14:00～16:00 ☒ ひまわり会館

☎ 徳島県司法書士会 ☎ 088-657-7191 (相談予約電話)

※ご予約は8月1日(木)から ※1人30分まで。

## 消費生活相談(来所時は要電話) 平日

☑ 9:30～16:30 ☒ 市役所2階

☎ 消費生活センター ☎ 24-3251

## 人権相談 21日(水)

☑ 13:30～16:00 ☒ ひまわり会館

☎ 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

## 女性のための生き方なんでも相談(要予約)

☐ 6・16・20・27日 ☑ 13:00～16:00

☐ 9・23日 ☑ 10:00～12:00、13:00～16:00

☒ 市役所5階 相談室 ☔ 随時

☎ 相談予約電話(人権・男女共同参画課) ☎ 22-0361

## 年金相談(要予約) 今月の相談日はありません

☑ 9:30～15:30 ☒ 市商工業振興センター

☔ 相談日の前月1日から電話による完全予約制

☎ 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511

※9月の相談日は5日(木)です。

## 心配ごと相談 5日(月)、19日(月)、26日(月)

☑ 10:00～15:00 ☒ ひまわり会館1階

☎ 社会福祉協議会 ☎ 23-7288

## 空き家・空土地有効活用相談会(要予約) 20日(火)

☑ 10:00～12:00 ☒ 市役所2階 市民交流ロビー

☔ 16日(金)までに

☎ 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部

☎ 090-2892-9286 または住宅課 ☎ 22-3431

## 中小企業の経営相談会(要予約) 15日(木)

☑ 10:15～18:00 ☒ 光のまちステーションプラザ

☔ 前日までに徳島県よろず支援拠点へ

☎ 徳島県よろず支援拠点 ☎ 088-676-4625

または商工政策課 ☎ 22-3290

## 8月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。

### ●休日昼間 9:00～17:00

日	医療機関名	所在地	問い合わせ
4日	林整形外科	見能林町	☎ 23-6060
11日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
12日	幸田耳鼻咽喉科医院	富岡町	☎ 24-3387
18日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
25日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。当日変更する場合があります。

### ●夜間(毎日)の当番 18:00～22:00(日曜祝日は17:00～)

当番医療機関の問い合わせは

阿南市消防本部 ☎ 22-1120

音声案内 ☎ 22-9999まで

または阿南市医師会ホームページをご覧ください。

※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

### ●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」にてご確認ください。

## 防災行政無線の自動電話応答サービス ☎ 28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することができます。通話料は利用者の負担になります。

## 8月の市税

■ 市県民税(第2期)

■ 国民健康保険税(第3期)

納期限は、9月2日(月)です。

納め忘れのないようにしましょう。

### 8月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けています。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に対応しています。

**延長窓口 21日(水) 17:15～19:15**

正面玄関からお越しください。

**日曜窓口 25日(日) 8:30～17:00**

東玄関からお越しください。

**問い合わせ 税務課納税係 ☎ 22-1792**

## 8月の平日延長窓口

**7日(水)、21日(水) 17:15～18:15**

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(広域交付は除く)、身分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市・県民税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付(※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていません。)

**問い合わせ 市民生活課 ☎ 22-1116**

## 公共下水道受益者負担金

**納期限**

●全納期一括 ●1年一括 ●期別納付の第1期  
全て9月2日(月) 納期限内の納付をお願いします。

**問い合わせ 下水道課 ☎ 22-1796**